

電気の供給を受ける契約に係る 考え方について(案)

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討
2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討
3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映
4. 環境配慮契約未実施機関への対応
5. その他

令和3年10月8日

令和3年度における電気の供給を受ける契約に係る検討項目

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

- ① 排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討
- ② 加点項目の整理・見直し等

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

- ① 非FIT非化石証書による排出係数等への反映方法等を検討
- ② 裾切り方式評価項目「再生可能エネルギーの導入状況」等における再エネ電源の種類の見直し等の検討

4. 環境配慮契約未実施機関への対応

- 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

5. その他

- ① 沖縄電力供給区域の取扱い検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

① 排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討

エネルギーミックスに整合する新たな2030年度における排出係数及び令和2年度排出係数を踏まえ引下げ方針を検討

- 現行の排出係数しきい値については、本年度の電気の供給を受ける契約から適用する0.690kg-CO₂/kWhを昨年度の電力専門委員会において決定
 - 当時の2030年度削減目標である2013年度比26%削減と整合した3年分に相当する引下げ幅（▲0.12kg-CO₂/kWh）
- 9月10日に速報値として公表された電気事業低炭素社会協議会会員事業者の令和2（2020）年度の排出係数は0.439kg-CO₂/kWh
 - 令和元年度の排出係数の0.444kg-CO₂/kWhから▲0.05kg-CO₂/kWh
- 排出係数しきい値は「望ましい数値」ではなく「最低限満たすべき数値」として設定するもの（全国一律の上限値）
 - 排出係数しきい値を満たさない小売電気事業者は入札参加資格が得られないことから、供給区域における実態を踏まえた実行性（競争性の確保等）が必要
 - 中長期的な引下げの方向性（目標達成へのスケジュール）を明示することにより、事業者の予見可能性を高め対応を促進するもの
- 裾切り方式において入札参加資格となる供給区域別の裾切り基準（配点例）は、毎年度、各供給区域の実態を踏まえ、排出係数しきい値までの範囲で事務局が作成・提示（排出係数しきい値達成≠入札参加）
 - 次年度の使用する供給区域別の裾切り基準は例年12月頃に公表される前年度の小売電気事業者の排出係数、当該区域への小売電気事業者の参入状況等を踏まえ作成

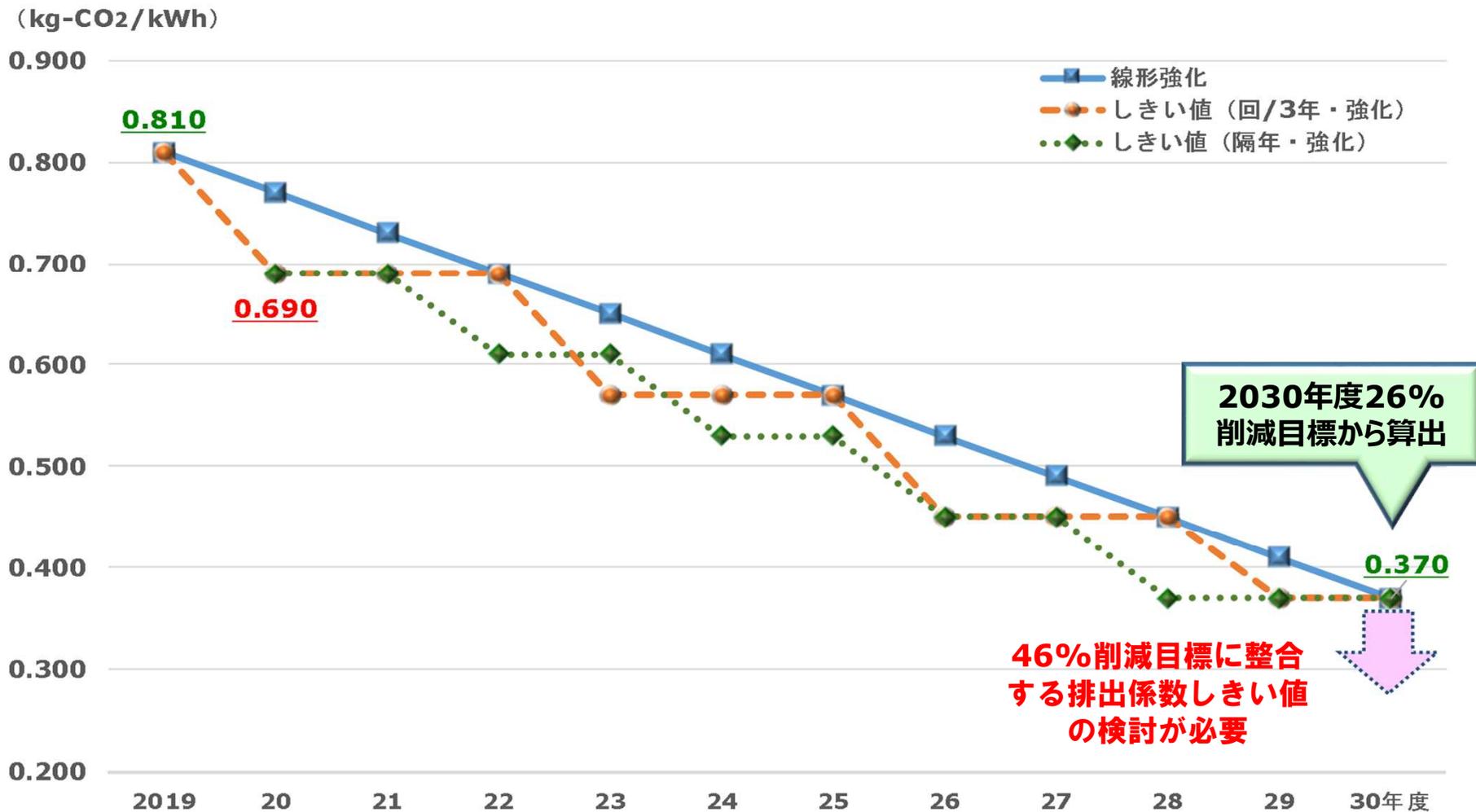
1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

対応案

- 排出係数しきい値引下げの方向性としては、エネルギーミックスに整合する新たな2030年度における排出係数※と整合を図る
- 小売電気事業者の予見可能性へ配慮し、令和4年度において2030年度に向けた引下げの絵姿を示す
 - ※ 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」を前提に算出すると排出係数は **0.25kg-CO₂/kWh**
- ➔ 今後公表される令和2（2020）年度における小売電気事業者の排出係数の実績を踏まえ、令和4年度の電力専門委員会において検討
 - エネルギーミックスに整合する2030年度排出係数及び再エネ比率の目標等を勘案した適切な引下げのあり方及び具体的な引下げ方針を検討・提示

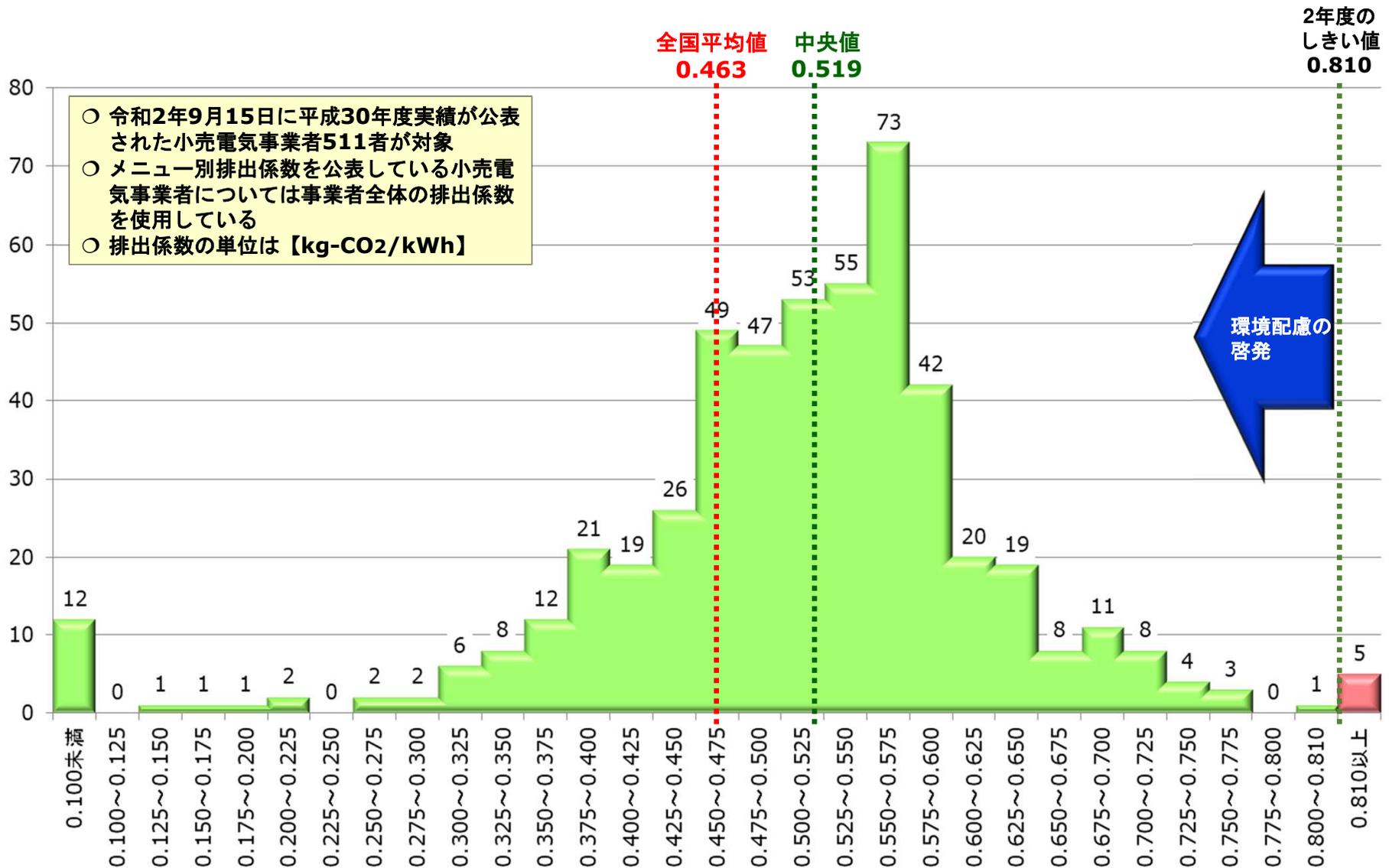
【参考】排出係数しきい値の引下げ（イメージ）

- 令和2年度に排出係数しきい値を0.690kg-CO₂/kWh（▲0.12）に引下げ
 - ▶ 2030年度26%削減目標から算出した0.37kg-CO₂/kWhに基づく3年分引下げ
- エネルギーミックスに整合する新たな2030年度排出係数に基づく排出係数しきい値引下げの方向性を検討



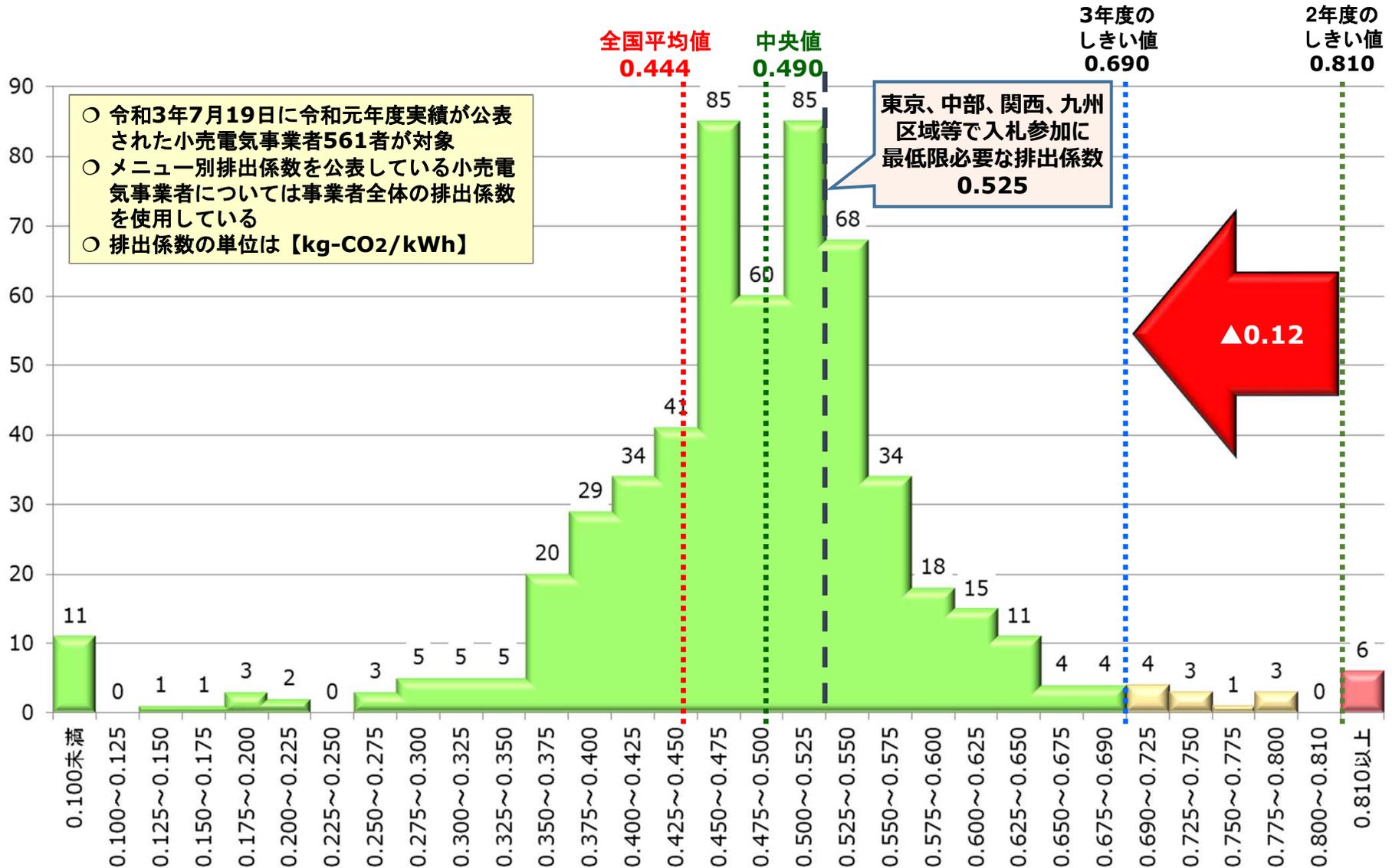
【参考】小売電気事業者の平成30年度の調整後排出係数の分布

- 令和2年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- しきい値を設定することで**事業者全体に環境配慮の必要性を啓発**

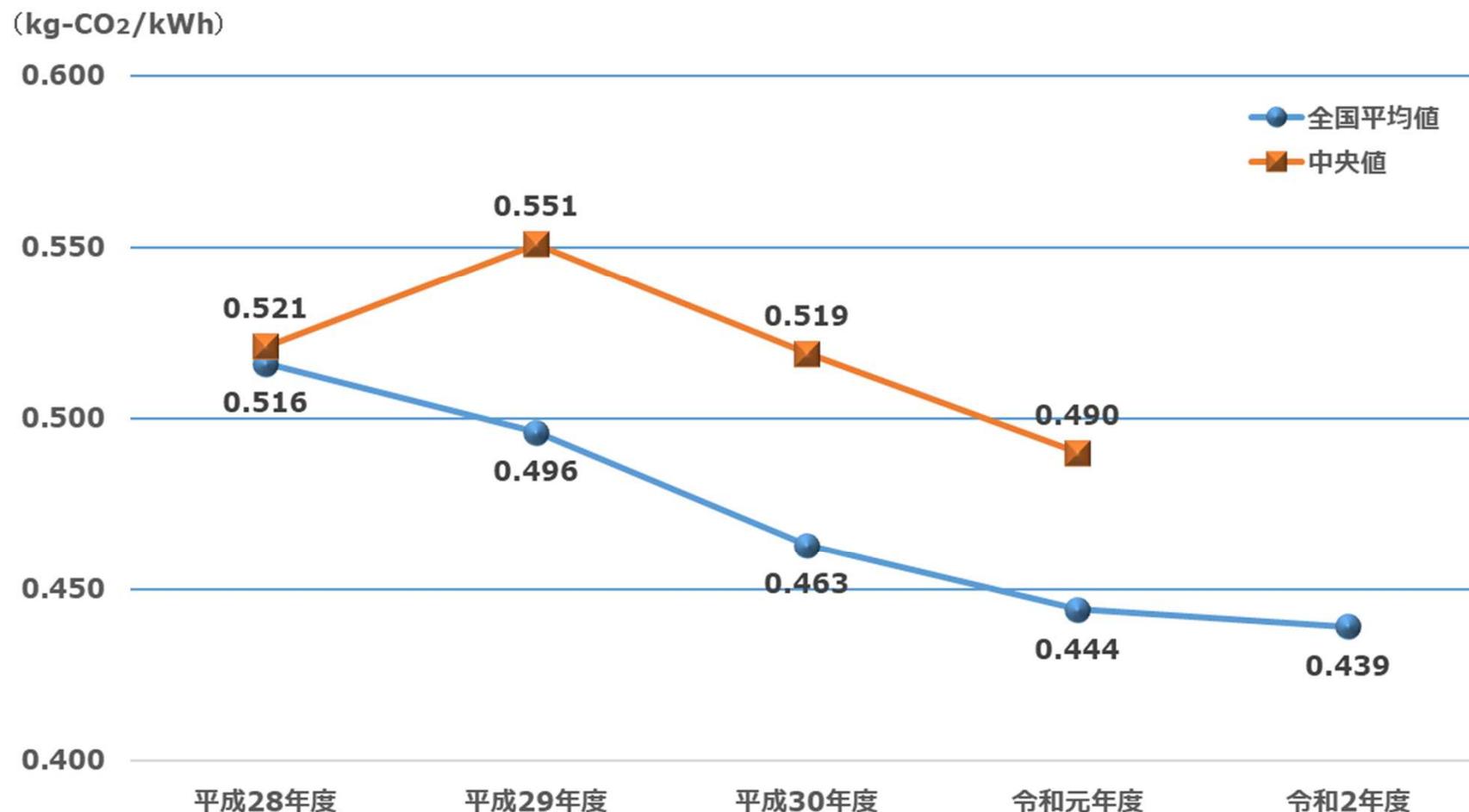


【参考】小売電気事業者の令和元年度の調整後排出係数の分布

- 令和3年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3年度から排出係数しきい値を**0.12kg-CO₂/kWh**（3年分）引下げ

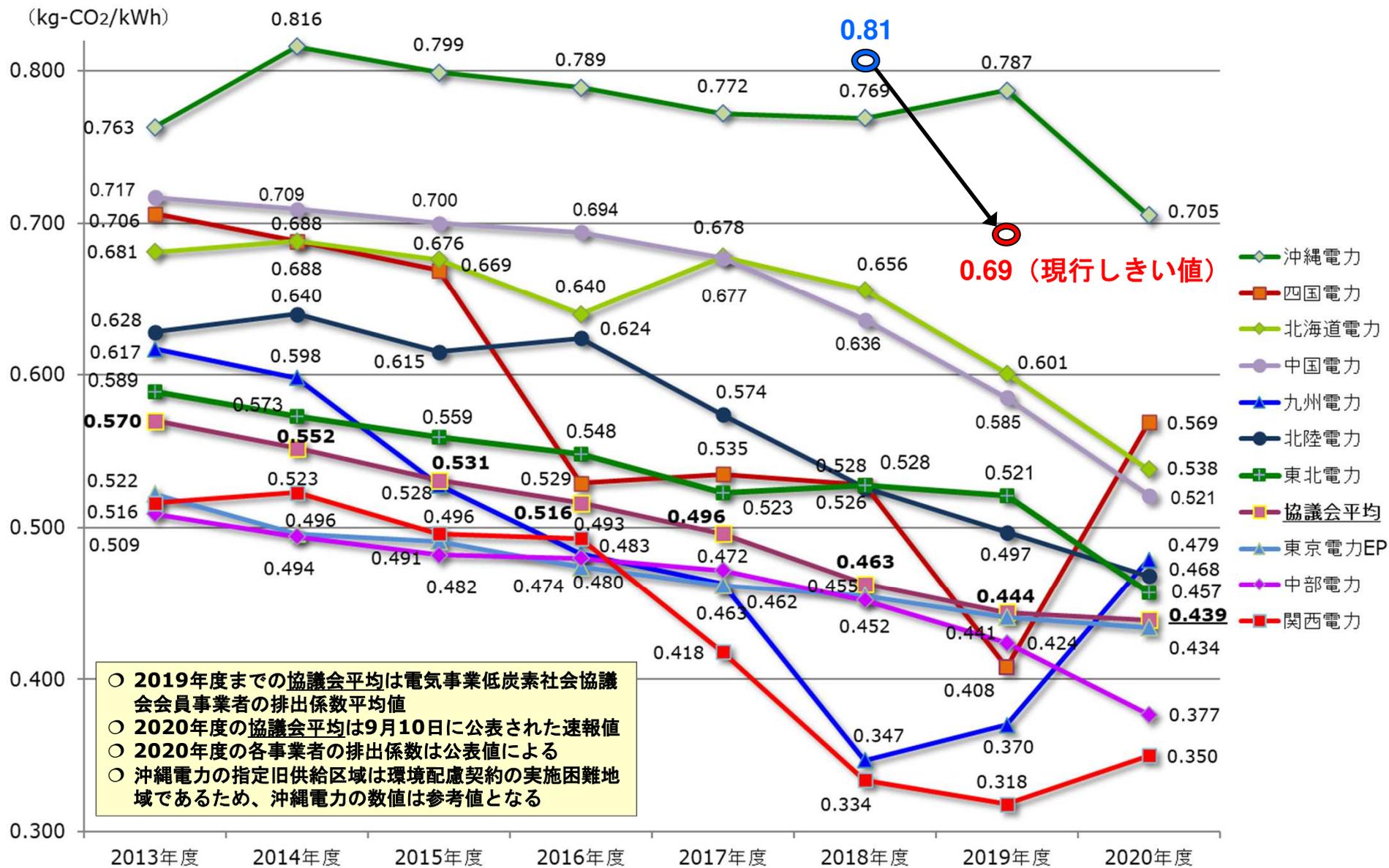


【参考】調整後排出係数（平均値・中央値）の推移



- 電力小売全面自由化が開始した平成28年度以降のデータについて作成（令和2年度の排出係数は未公表）
- 各年度の小売電気事業者数は平成28年度**303**者、29年度**372**者、30年度**511**者、令和元年度**561**者
- 全国平均値**は電気事業低炭素社会協議会会員事業者の排出係数**平均値**
- 令和2年度**の全国平均値は9月10日に公表された**速報値**であり今後変更となる可能性がある

【参考】みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移



【参考】令和3年度における供給区域別裾切り配点例

- 供給地域別の裾切り基準のうち排出係数の配点（100点満点中70点）は以下の表のとおり。例えば、再エネ導入状況で満点の20点、未利用エネ活用状況で満点の10点を獲得した場合、入札資格資格（70点）を得るためには、排出係数で40点が必要

▶ 東京電力PG供給区域において40点を獲得するために必要となる最低限の排出係数は0.525kg-CO₂/kWh未満

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.375 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未満	70	70	65	65	70	65	70	65	65
0.400 以上 0.425 未満	70	65	60	60	65	60	70	60	60
0.425 以上 0.450 未満	70	60	55	55	60	55	70	55	55
0.450 以上 0.475 未満	70	55	50	50	55	50	70	50	50
0.475 以上 0.500 未満	70	50	45	45	50	45	70	45	45
0.500 以上 0.525 未満	65	45	40	40	45	40	65	40	40
0.525 以上 0.550 未満	60	40	35	35	40	35	60	35	35
0.550 以上 0.575 未満	55	35	30	30	35	30	55	30	30
0.575 以上 0.600 未満	50	30	25	25	30	25	50	25	25
0.600 以上 0.625 未満	45	25	20	20	25	20	45	20	20
0.625 以上 0.650 未満	40	20	20	20	20	20	40	20	20
0.650 以上 0.675 未満	35	20	20	20	20	20	35	20	20
0.675 以上 0.690 未満	30	20	20	20	20	20	30	20	20
0.690 以上 (令和3年度)	0								

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

② 加点項目の整理・見直し等

現行の加点項目である「省エネ・節電に関する情報提供」について、配点・重み付けについて検討するとともに、他の加点項目の追加等の可能性についても検討

- 現行の加点項目の見直しに当たっては「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」における検討結果を踏まえ、活用可能性の検討が必要
- 「省エネ・節電に関する情報提供」以外の加点項目に対する小売電気事業者の事例・要望や調達者の意見・要望等について把握することが必要

対応案

■ 現行の加点項目は評価内容、配点・重み付け等について引き続き検討を実施、新たな加点項目の必要性を含め次年度にとりまとめ

- 上記のガイドライン検討会において省エネに係る効果的な情報提供や事業者の取組の評価方法のあり方について、令和4年4月からの制度※の本格運用に向けた具体的な進め方の議論が行われているところ

※ 省エネコミュニケーション・ランキング制度

- 供給区域別の裾切り基準を作成するため、小売電気事業者を対象に例年実施している調査において、加点項目に関する詳細な調査を併せて実施
- 令和3年度の環境配慮契約締結実績調査（令和4年4月～6月実施予定）において調達者の加点項目の使用状況等を把握

【参考】省エネコミュニケーション・ランキング制度について

2021年度の試行スキームにおける評価内容等及びスケジュール

合計：140点満点

ランク	内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点			
			提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の 高まるタイミングでのプ ッシュ型の情報提供	顧客属性を基 にした追加的 情報提供	情報の 閲覧状況・閲覧 率を高める工夫	その他の 創意工夫
合計点※ 80点以上 ★★★★★ 70点以上～80点未満 ★★★★★☆ 60点以上～70点未満 ★★☆☆☆ 50点以上～60点未満 ★★☆☆☆ 10点以上～50点未満 ★☆☆☆☆	基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【50点】 ○提供の有無 ：8点×5項目=40点 ○集約性 ：10点	加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【25点】 ○工夫の有無： 15点満点 ○閲覧率： 10点	加点 【20点】		
		指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金						
		指針③ 機器の使用法の工夫 による削減量及び削減額						
		指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度						
	加点	【追加】類似世帯比較	加点【15点】 ○提供の有無 ：4点×3項目=12点 ○集約性 ：1点×3項目=3点	加点【20点】				
		時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の 見える化						
		電力需給状況に応じたエネルギー消費 (上げDR・下げDR等)を促す情報						
		電源構成の開示						
		その他の創意工夫						

※ランクにおける配点については、事業者の取組状況を鑑み変更するものとする。

※現時点で電気小売事業者のみが取り組むことが出来る事項については、都市ガス・LPガス小売事業者には取組を求めず、配点を調整する。



2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

政府実行計画（案）における2030年度までの再エネ電力比率※の目標である60%を目指し、計画的・継続的に調達電力の再エネ比率を上げる

※ 調達電力における再エネ電力メニュー等を活用した再エネ電力の比率

- ➔ 再エネ電力の導入拡大を図るとともに、小売電気事業者の予見可能性を高めるため、目標達成に向け計画的かつ継続的に調達割合を上げることが必要

対応案

■ 環境配慮契約法基本方針等の改定（資料3及び資料4参照）

- ➔ 再エネ電力の最大限導入に向け、国及び独立行政法人等の契約に当たって、一定の再エネ電力の調達を求める旨を環境配慮契約法基本方針に明記
- ➔ 裾切り方式を実施の上、契約ごとに仕様書に再エネ電力比率を明記し、小売電気事業者が提供する再エネ電力メニュー※により電力調達
 - ※ 再エネ電力メニューに使用可能な証書は、再エネ指定の非化石証書、グリーンエネルギー証書及び再エネ由来のJ-クレジットの組合せに限る【詳細後述】
- ➔ 2030年度までの再エネ比率目標の60%以上を達成するため、国等の契約実績、再エネ電力の需給状況等を勘案し、次年度の契約において仕様書に示すべき最低限の再エネ電力比率を環境配慮契約法基本方針解説資料に記載

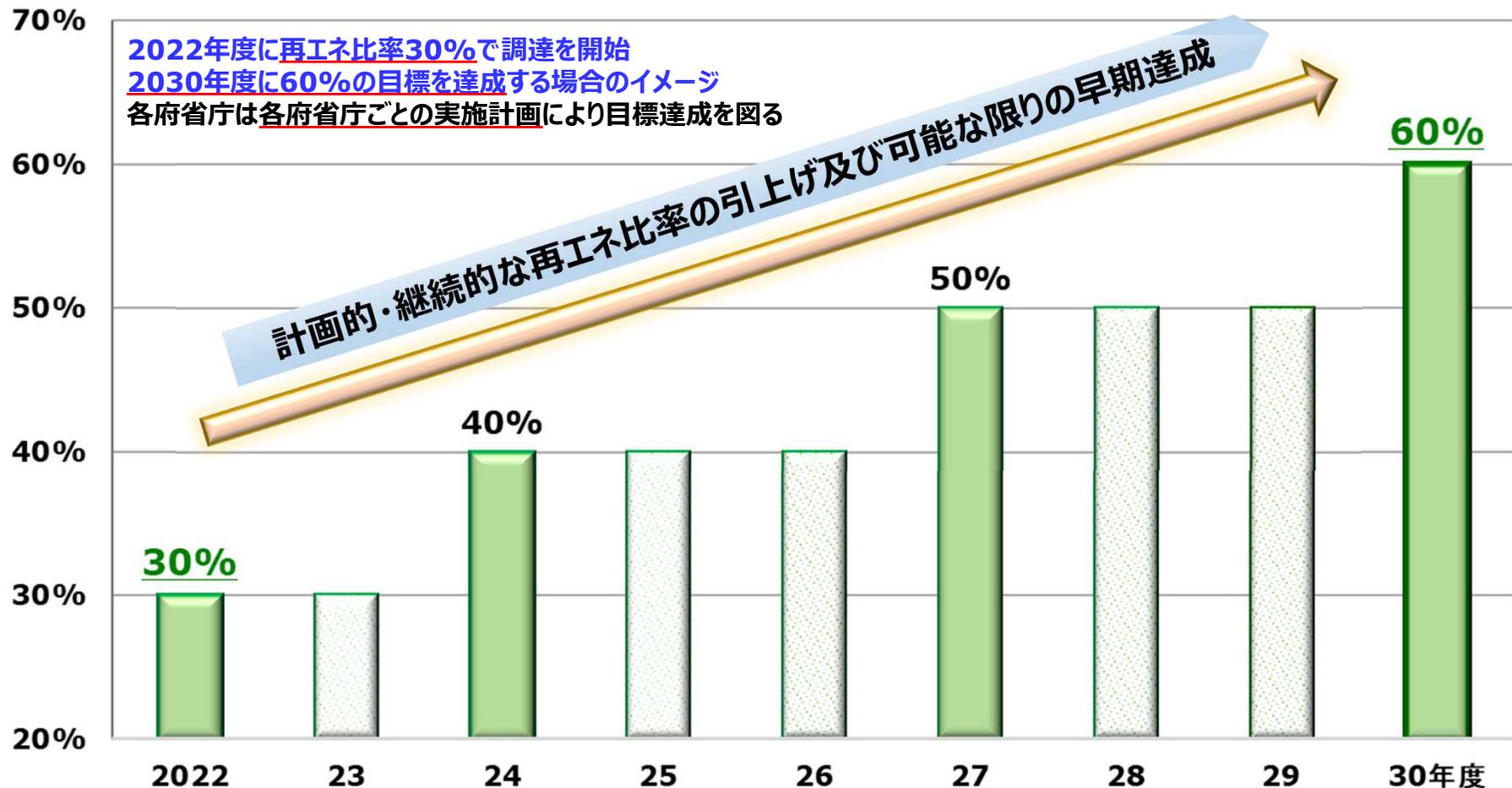
令和4年度の契約における最低限の再エネ比率を30%としてはどうか

※本制度における対象は、裾切り方式と同様「入札に付する契約」とする

【参考】再エネ電力比率の継続的な引上げ（イメージ）

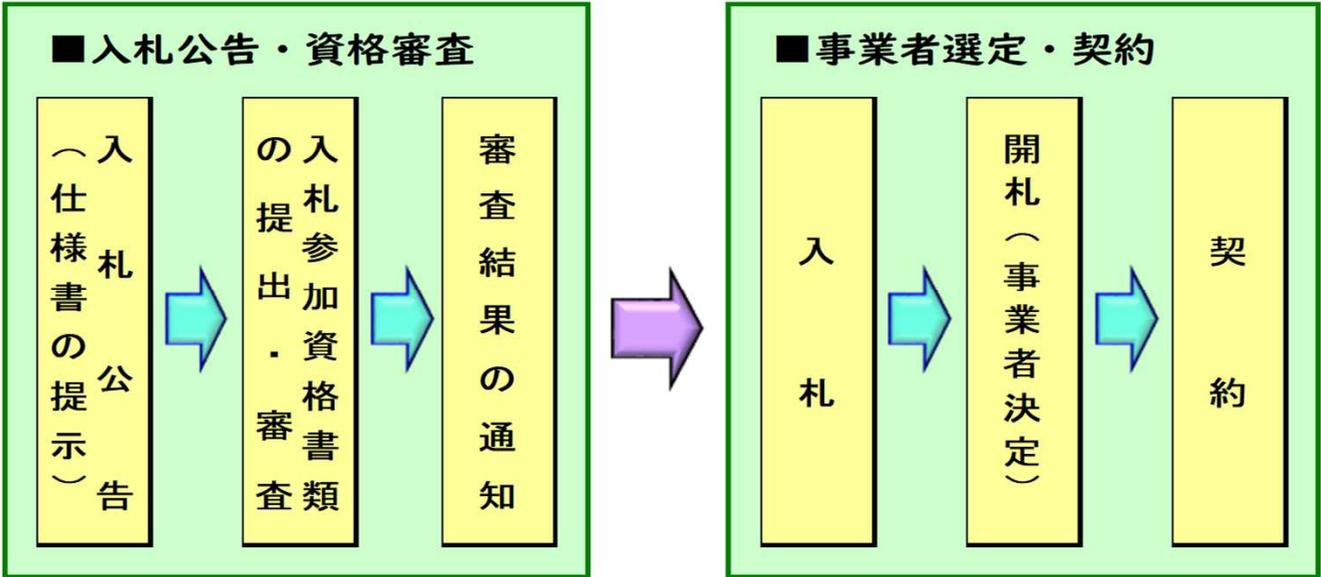
- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
 - 令和4（2022）年度より調達する電力の最低限の再エネ比率を規定
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引上げを実施
 - ▶ 再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえた適切な再エネ比率の設定が必要

（再エネ比率）



2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

再エネ電力の調達の流れ（裾切り方式による事業者の評価を実施）



2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

調達電力の再エネ比率の向上に向けた当面の取組（案）

令和2年度
まで

- 環境省、防衛省等の先行機関における取組の周知（「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」の普及等）

令和3年度

- 国の施設において、令和3年度の電力調達に当たり、原則として再エネ比率**30%以上**とする取組を率先的に実施
- 再エネ電源の定義、再エネ電力の調達仕様の検討及び提示
- 基本方針等の改定による再エネ電力の調達目標の達成に向けた方向性の検討（併せて調達が困難な場合の対応の検討・整理）

令和4年度
以降

- すべての国等の機関で一定の再エネ電力を調達（再エネ電力比率は改定後の政府実行計画に整合するよう、計画的・継続的に引上げ）
- 再エネ比率の高い電力の調達の推進（目標の早期達成を目指し令和4年度に複数年契約やバルク方式等の契約内容の検討）

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

再エネ電力の調達実績の集計・分析、調達仕様等の契約情報、供給状況に関する情報等を広く提供することにより再エネ電力の普及促進を図る

- 国及び独立行政法人等の契約締結実績調査、調達先進事例、小売電気事業者の再エネ電力メニュー等に関する情報の整理・とりまとめ及び提供

対応案

■ 再エネ電力の導入状況の把握・分析及び情報提供

- 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（再エネに限らず環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
- 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の仕組みを検討

例えば、小売電気事業者の再エネ電力メニューの自主的な登録※の仕組み等（Web等による登録受付の仕組み等）を構築し、登録情報を公表すること等が想定される

※ 具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

- ① 非FIT非化石証書による排出係数等への反映方法等を検討
- ② 裾切り方式評価項目「再生可能エネルギーの導入状況」等における再エネ電源の種類を検討

再エネの定義等は第1回電力専門委員会における議論を踏まえた対応を図る

対応案

■ 非FIT非化石証書の調整後排出係数への反映

- 「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和3年6月）に基づき、非FIT非化石証書の取得量等を調整後排出係数に反映

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

対応案

■ 再エネ電源の種類整理

- 裾切り方式評価項目の「再生可能エネルギーの導入状況」（事業者を評価）と調達電力の「再エネ電力比率」（再エネメニューを評価）を分けて整理してはどうか



○ 裾切り方式評価項目の「再生可能エネルギーの導入状況」における再エネ電源

- 再エネの追加性、排出係数との二重評価であることなど、これまでの検討経緯を踏まえ、従来通りFIT法において定義される再エネ電源※を対象
※ 太陽光、風力、水力（3万kW未満。揚水発電を除く）、地熱及びバイオマスを用いた発電
- 市場調達の非FIT非化石証書「再エネ指定」は、トラッキング付（大型水力除く）のみ活用可能

○ 調達電力の「再エネ電力比率」における再エネ電源

- 小売電気事業者の再エネ電力メニュー供給状況や2030年度の目標値を定めている政府実行計画（案）等において水力発電を規模で区別していないことなど、上記FIT法再エネ電源に加え、3万kW以上の水力発電（揚水発電を除く）も対象
- 市場調達の非FIT非化石証書「再エネ指定」は、トラッキングの有無に関わらず活用可能

【参考】環境配慮契約法における再エネと証書等の関係

環境配慮契約における再生可能エネルギー電源と証書等の関係

証書の種類 環境配慮契約	グリーン エネルギー (電力・熱) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場で調達した非化石証書			
			FIT	非FIT		
				再エネ指定		再エネ指定 なし
				トラッキング付	トラッキング無	
再生可能エネルギー の導入状況※ ¹	○※ ³	○※ ³	○	○※ ⁴	×	×
再生可能エネルギー 電気の調達※ ²	○	○	○	○	○	×

※¹：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、電源はFIT法に定める電源が対象

※²：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力

※³：グリーンエネルギー証書及びJ-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る

※⁴：トラッキング付の再エネ指定の非FIT非化石証書のうち大型水力を除く

4. 環境配慮契約未実施機関への対応

○ 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

未実施機関・施設の公表に当たっては第1回電力専門委員会における議論を踏まえ対応を図る

- 令和2年度の契約締結実績（令和3年度報告分）から環境配慮契約未実施機関・施設について公表

対応案

■ 環境配慮契約未実施機関・施設の報告内容に対する確認

- 参考資料に示したとおり、令和2年度において環境配慮契約を実施可能であったが未実施の件数は533件であり、これらの報告内容について確認・精査
- 報告内容の確認に当たっては、内容の照会后適切な期間を定めて回答を求め、その後可能な限り早期に公表

報告内容の確認前の環境配慮契約未実施機関・施設の一覧は「委員限り」資料参照

【参考】令和2年度の契約件数及び予定使用電力量【高圧・特高】

- 令和2年度の環境配慮契約の実施状況（環境配慮契約不可能分^{注1}を除く）
 - 契約件数：2,347件（81.5%）令和元年度比1.4ポイント減^{注2}
 - 予定使用電力量：8,736百万kWh（82.4%）令和元年度比増減なし^{注2}
 - ➡ 533件（予定使用電力量1,864百万kWh）が実施可能であったが未実施

高圧・特別高圧 (50kW以上)		①+②+③ 総数（合計）	① 環境配慮契約 (据切り方式)を実施	② 環境配慮契約 が実施可能で あったが未実施	③ 環境配慮契約 の実施が不可 能	①/(①+②) 環境配慮契約 を実施の割合 (実施不可能 分を除く)
契約件数 (件)	国の機関	1,725 (100.0%)	1,459 (84.6%)	146 (8.5%)	120 (7.0%)	90.9% 92.7%
	独立行政法人等	1,406 (100.0%)	888 (63.2%)	387 (27.5%)	131 (9.3%)	69.6% 69.6%
	合計	3,131 (100.0%)	2,347 (75.0%)	533 (17.0%)	251 (8.0%)	81.5% 82.9%
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	2,856 (100.0%)	2,662 (93.2%)	136 (4.7%)	58 (2.0%)	95.2% 95.6%
	独立行政法人等	7,889 (100.0%)	6,074 (77.0%)	1,728 (21.9%)	86 (1.1%)	77.9% 73.1%
	合計	10,744 (100.0%)	8,736 (81.3%)	1,864 (17.3%)	145 (1.3%)	82.4% 82.4%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む）」
「系統未接続のため電力供給事業者が限定」及び「少額随意契約」が該当

注2：環境配慮契約の実施割合の斜体は令和元年度の実施割合（令和元年度と実施不可能の分類が若干異なる）

注3：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

5. その他【1/2】

① 沖縄電力供給区域の取扱い検討

沖縄電力供給区域における環境配慮契約の取扱いについては第1回電力専門委員会における議論を踏まえ一定の時間をかけて対応を図る

- 沖縄電力供給区域における小売電気事業者の参入状況及び供給状況、国等の機関における入札実施状況等を確認し、当該区域内における環境配慮契約の取扱いの方向性を検討

対応案

■ 国及び独立行政法人等における入札実施状況の確認

- 調達する電力量の多い複数の機関・施設に対し入札実施状況等を確認

■ 地方公共団体及び区域における小売電気事業者への協力依頼

- 沖縄県や那覇市など地元の地方公共団体に現状の確認及び今後の協力依頼
- 沖縄電力の排出係数低減や再エネ導入に関する取組及び目標等について確認するとともに、他の小売電気事業者からも現状の確認及び今後の協力依頼

5. その他【2/2】

② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

国等の機関、特殊法人等における総合評価落札方式の事例収集等を実施

- 令和2年度契約締結実績調査における総合評価落札方式の実施状況等の把握
- 地方公共団体、JESCO等の調達事例の収集・整理
- 総合評価落札方式の導入に当たっての課題の整理

対応案

■ 国及び独立行政法人等における総合評価落札方式の事例調査

- 令和2年度契約締結実績調査において総合評価落札方式の実施状況を調査しており、調査結果について必要に応じ内容等の詳細を確認・とりまとめ

■ 地方公共団体等の事例調査

- 地方公共団体における調達事例に関する調査及び評価内容等に関する情報提供の協力依頼
- JESCO等の国の関連法人等における調達事例に関する調査及び評価内容等に関する情報提供の依頼

■ 総合評価落札方式の導入に向けた課題整理

- 導入に当たって裾切り方式との比較（長所/短所の整理等）
- 導入に当たっての対象範囲、契約方式、評価項目、評価基準・配点等

【参考】裾切り方式と総合評価落札方式の比較

比較項目		裾切り方式	総合評価落札方式
排出係数（評価項目の場合）		<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出係数が一定水準を超える事業者は入札に参加できない（排出係数しきい値及び供給区域における裾切り基準に依拠） ■ （一定水準を超えて）より排出係数の低い事業者にとってメリットが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より排出係数の低い事業者が有利となり、排出係数を低減するインセンティブとなり得る評価が可能 ■ 入札価格を引き下げることにより、排出係数の高い事業者が落札可能となる
再エネ導入状況（評価項目の場合）		<ul style="list-style-type: none"> ■ （評価の上限を超えて）より再エネを導入している事業者にとってメリットが少ない ○ 次年度から一定の再エネ電力の調達を義務づけるため、結果として再エネ導入状況が評価される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より再エネを導入している事業者が有利となり、再エネの導入促進のインセンティブとなり得る評価が可能
調達コスト		※ 現行どおり（裾切りの実施→価格競争）	□ 予定価格範囲内であるがコストアップの可能性有（予決令第80条）
評価基準		※ 現行どおり（毎年度原則として排出係数しきい値及び供給区域別の裾切り基準の検討・作成が必要）	■ 現段階で適切な評価項目及び評価基準・配点等が定まっていないことから、導入に向けた検討が必要
標準点・加算点		—	■ 評価点・加算点と金額との整合性の確保が困難
事務 手続	調達者	※ 現行どおり（例えば適合証明による入札参加資格の確認）	<ul style="list-style-type: none"> □ やや増加する可能性有 ■ 財務省との協議が必要（予決令第91条第2項）
	入札参加者	※ 現行どおり（裾切り評価項目・内容の適合証明等への記載）	※ 現行どおり（総合評価の評価項目・内容の適合証明等への記載）
全国的な排出係数		○ 排出係数しきい値・供給区域別裾切り基準の設定により引下げに向けた事業者の取組が期待	□ 入札価格の引下げにより落札が可能であるため、必ずしも取組の進展につながらない可能性有
地方公共団体への普及促進		※ 現行どおり（裾切り方式の普及）	■ 地方自治法に基づき学識経験者からの意見聴取が必要（地方自治法施行令第167条の10の2第4項）

注：総合評価落札方式において入札参加制限を設けない場合を想定

○：長所 ■：短所 ※：現行と変化なし □：短所の可能性有（現行よりマイナスになる可能性有）

5. 環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度 (2030) までの予定
電気の供給を受ける契約	<p>排出係数しきい値の方針検討</p> <p>加点項目の見直しの検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>排出係数しきい値導入</p> <p>排出係数しきい値の引下げ検討</p> <p>加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討</p> <p>再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討、再エネ電源に係る検討</p> <p>総合評価落札方式の導入可能性に係る検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>排出係数しきい値引下げ実施</p> <p>未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）</p> <p>排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>更なる排出係数しきい値引下げ実施</p> <p>・加点項目の見直しの反映、実施</p> <p>更なる排出係数しきい値の引下げ検討</p> <p>新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討</p> <p>再エネ電力の調達の実施</p> <p>導入条件、評価方式・項目等に係る検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、専門委員会の設置、しきい値の強化 ● 加点項目の整理及び機動的な見直し ● 再エネ電力の最大限導入に係る検討 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討
建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）	<p>維持管理契約導入</p>	<p>契約実績調査・分析等</p> <p>設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討</p>	<p>専門委員会設置</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>実施状況等を踏まえ連携のあり方検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 ● 検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		<p>次世代自動車等への対応の検討</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>総合評価の算定方法の検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>新たなトップランナー基準や市場動向により検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<p>検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置</p>
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		<p>関係法令等の見直しに伴う対応検討</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>他の基準や市場動向により必要に応じ検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<p>検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置</p>

凡例： 実施項目 検討内容 専門委員会設置 専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定

【参考】政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（案） （政府実行計画）（抄）

3 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律56号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングやサブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮し、以下の措置を進める。

（3）再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。